

2019年2月27日 日本共産党 山本伸裕

日本共産党の山本伸裕です。

まず最初に議案45号、および46号、熊本県育英資金貸付金の支払い請求についての訴えに関する専決処分についての報告、承認を求める議案であります。昨年9月議会において、熊本地震被災者までも提訴するということが承認されましたが、これに対してはさすがに批判的な県民の世論がございました。県教育委員会は、育英資金返還中に熊本地震を被災した方については、一年ごとに再申請することを条件に、最長5年間へと猶予期間を変更しました。このこと自体は一步前進であると評価しますが、育英資金制度の維持を根拠に、滞納者を名指しし、裁判に訴え、延滞金および延滞利息金、訴訟費用も含めて一括して返還を請求するという県の手法そのものはなんら変わっておりません。県が発行している、熊本県育英資金予約奨学生募集のしおりを見ると、まず表紙の冒頭に「育英資金は貸与されるものですので、必ず期限どおりに返還していただく必要があります」との注意書きから始まっています。学ぶ意欲を持つ若者を積極的に応援したい、心配せずに安心してぜひ育英資金制度を活用してほしいというメッセージこそ、熊本県は発信していただきたいものだと思えます。しかし「必ず期限通りに返還」という文言を強調せざるを得ないところに、育英資金制度そのものの問題点と改革の必要性があると私は思います。アメリカでは学生の35%、学費無償の国でさえドイツでは27%、フランスでは35%の学生が給付制の奨学金を受けています。日本と同様、高学費の韓国では2016年時点で学生の36%が給付制奨学金を利用しています。いっぽう残念ながら日本は全国平均で240万円から340万円の奨学金ローンを抱え、この数年で約1万9千人の若者が自己破産し、結婚できないと悩んでいる人も少なくありません。未来を担う若い世代が安心して学び、働ける社会をつくること、若者の権利を守り、ひいては社会の発展につながります。県、および県教育委員会は国に対し、教育の無償化と給付制奨学金制度の抜本的拡充を求めていただくことと同時に、安心して利用できる県育英資金制度へと、改革を進めていかれることを強く求めるものであります。

次に議案1号、平成30年度一般会計補正予算案であります。反対理由は何点かございますが、一点だけ申し上げます。人権啓発業務の中で、バス車内放送を活用した人権啓発のための業務委託に関する債務負担行為であります。放送内容は5パターンございますが、特徴的なのは、部落差別の解消の推進に関する法律をご存知ですかとか、部落差別につながるような、結婚や就職に際しての身元調査をしてはなりませんとか、部落差別についての正しい認識を持ち、差別のない熊本を一緒につくりましょうなどなど、ことさらに部落差別ばかりが強調されていることであります。なぜ熊本県は、人権問題といえば、部落差別なのでしょう。今日、子どもへの虐待、いじめ、ジェンダーによる男女差別、外国人への偏見や差別など、人権侵害が深刻な社会問題となっている事例は無数にございます。車内放送を聞いた方々が違和感を感じ、熊本県の人権問題に対する認識や、取り組み姿勢に疑問を感じておられることは、私は当然であろうと思います。分け隔てなく生活しておられる圧倒的多数の住民の中に、部落問題は特別であるという新たな差別意識をわざわざ持ち込み、脳裏にすり込まれ、結果的に部落問題の真の解決にも逆行することになります。こうした車内放送は中止すべきであるということを訴えるものであります。以上で討論を終わります。